

## 自治体と 弁護士の 連携術

法律と行政のプロの協力関係が、  
魅力的な自治体を作り出す！  
弁護士と自治体関係 ― 成功の秘訣をつとめる3つの実践

## 『自治体と弁護士の連携術』

日本弁護士連合会地方自治のあり方と  
弁護士の役割に関する検討ワーキンググループ／編  
(ぎょうせい、定価：3,000円＋税)

財団法人 日本離島センター 水 昭仁

地方分権社会において、社会的弱者の権利が不当に侵害されず、多くの住民が安心して暮らせる社会の実現には、自治体のガバナンスが求められる。その役割の多くを弁護士が担う必要があるという時代認識に基づき、日弁連が2年間にわたり検討を進めてきた「地方自治のあり方と弁護士の役割に関する検討ワーキンググループ」の成果をとりまとめたものの一つが、本書である。

かつてのように、国の助言と指導の下、前例に倣い事務を処理すれば事足りる時代ではなくなり、自治体には、従来にも増して、より高度な法令適合性判断や政策的判断が求められるようになった。しかし、多くの自治体では、弁護士との連携方法の具体ノウハウが蓄積されていないと言えるだろう。

また、弁護士の側にも、自治体が抱く、役割期待や能力期待を把握しきれず、自治体、弁護士双方に情報不足の状況にあるのでは、という問題意識の

もと、双方に向け、連携モデルの現状と将来の可能性を示すことを目的に、本書は編集された。

「政策法務」という言葉は、ある程度、自治体現場に浸透したと思われる。しかし、弁護士と自治体が連携するイメージが掴みきれない職員の方が多いのではなからうか。

「うちは、当然、法令を遵守して業務を行っているし、問題があれば顧問弁護士もいるので、用が足りている。業務を執行する上で、弁護士さんの手を借りなければならぬような場面はほとんどない」と考える職員が一般的と思われる。そこで、第一部第三章を中心に、両者の連携の現状を見てみよう。

例えば、顧問弁護士としては、具体的な事案にかかる法律問題についての相談、条例制定等の政策法務について合法性などのチェック、行政対象暴力や行政クレーマー対応、職員へのコンプライアンス研修などだ。

加えて、法律事務所所属の弁護士が自治体に特定任期付公務員に就任し、庁舎に常駐する仕組みや、自治体職員が弁護士事務所研修派遣されるといふ人事交流も行われている。

また、コンプライアンス研修ではなく、具体テーマについての研修講師を弁護士に依頼することもある。

前例踏襲であれば、ベテラン職員を講師に研修を実施することで十分な効果を上げられた時代もあっただろう。

しかし、例えば、「自治体債権の管理・回収」や「多重債務の解決に向けて」という金銭がらみのテーマ、あるいは、「薬事監視」というような専門性が高く、しかも、前者と同様に、法律を知っていないと話にならない、というような分野において、弁護士は有るな講師となると言えるだろう。

債権回収については、研修講師としてのみでなく、その事務自体を弁護士に業務委託するケースも出ており、かなりの成果を上げている。ある自治体

では、試行的に100件の徴収業務委託をしたところ、回収件数、金額が40%を超えた。翌年は200件に業務委託を増やしたが、ほぼ同様の結果となり、「区役所名による『督促』に何の反応も示してこなかった債務者が、弁護士名による『催告』にこれほどの反応を見せたことは驚きでもあった」ほどで、この自治体では、その後、弁護士への委託を本格化させている。

ときに先日、ある警察本部が、駐車違反の罰金未納の場合、オークションで公売にかけ未納金を回収するとしたところ、督促を受けた6人のうち、5人が出品前に納付したと発表した。

行政対象暴力やクレーマー、フリーライダーを容認するわけにはいかない。悪質な者に対し、毅然として、法律を武器に戦うことは、多くの善良な納税者に報いることと心得、自治体は、法律の専門家を積極的に活用することを考慮すべきだろう。

本書の構成は、以下のとおりである。

序説 地方分権改革の道筋と自治体法務

第1部 自治体における弁護士の果たす役割

第1章 自治体を元気にするために  
弁護士に何ができるのかー若手弁護士活躍のチャンス

第2章 八座談会V自治体に求めらるる弁護士像

第3章 自治体と弁護士の連携の現状

第2部 弁護士の条例立案支援ーパワフルな自治体へ入弁護士との新たな協働モデルV

第1章 法制度設計に当たっての心構えと留意点ー条例立案支援の観点から

第2章 自治体法務の基礎とキモ

第3章 条例立案 虎の巻

第4章 ケーススタディ 条例制定入門

